



「原子力規制行政」をめぐる自治体等の全国動向

「活断層」をめぐる動向 (2012年11月7日～12月30日)

| 月日 | 関係団体 | ポイント |
|--------|--------------|--|
| 11月 7日 | 規制委員会 | 原子力規制委員会は大飯原発の「F-6断層」の現地調査から、活断層か否かを判断せず、関電に追加調査を求めることになった。地元では、白黒をはっきりさせない規制委の姿勢にいらだちが募る一方、県内の他の原発にからむ断層についても慎重な調査を求める声が上がった。 |
| 11月13日 | 規制委員会 | 原子力規制委員会は、東通原発の敷地内にある断層が活断層かどうか判断するため、年内にも現地に調査団を派遣する方針を明らかにした。規制委による現地調査は、大飯原発、敦賀原発に続き3カ所目となる。 |
| 11月22日 | 規制委員会 青森県 | 東通原発内の断層(破碎帯)が活断層かどうかを調べる調査チームは、初会合を開いた。東北電力は調査報告で活断層ではないとしているが、会合では見解を疑問視する声が相次いだ。東通原発の敷地内では、新しい年代の地層がずれが見つかっており、活断層を疑わせる原因になっている。 |
| 11月23日 | 福井県 | 大飯原発の敷地内にある断層が活断層かどうかを調べている原子力規制委員会現地調査団の東洋大教授が、大阪市内で講演し「三浦半島(神奈川県)の活断層とよく似た破碎帯で、確実に活断層だ」と主張した。 |
| 11月27日 | 規制委員会 | 原子力規制委員会は、敷地内の断層が活断層かどうかを来月現地で調査する福井県の敦賀原発について、事前の会合を開いた。そこで専門家から「敷地内に活断層があることを証拠が出るまで認めなかった過去を反省し、いつも以上に『安全性』の判断をすべきだ」といった意見が出た。 |
| 12月 1日 | 規制委員会 | 敦賀原発を通る断層(破碎帯)が活断層かどうかを判断するため、原子力規制委員会が、現地調査を始めた。敦賀原発の敷地内には全国で唯一、「浦底(うらそこ)断層」と呼ばれる活断層があり、破碎帯が連動して動く可能性を否定できなかった。このため、2日も継続して調査し、10日に活断層かどうかを議論する評価会議を開く。 |
| 12月10日 | 福井県 | 原電は日本で唯一の原発専門事業者であり、敦賀原発に活断層がある疑いが強まったことで、保有する原発3基のうち2基が廃炉となれば経営に甚大な影響を及ぼす。出資する電力各社のなかには債務を保証している社もあり、打撃を受けるのは必至だ。 |
| 12月13日 | 規制委員会 | 原子力規制委員会は、東通原発で、敷地内にある断層の一種「破碎帯」が活断層かどうか調べるための初日の調査を終えた。調査後、座長役で規制委の委員長代理は「活断層に関連したものだ」と断言したが、他のメンバーは「まだ判断できない」と話し、14日も調査を行う。 |
| 12月14日 | 規制委員会 | 東通原発の断層の一種「破碎帯」が、活断層との見方が強まった。原子力規制委員会は、東北電力が一貫して主張してきた水を吸って地層が膨らむとする「膨潤(ぼうじゅん)作用」説を一蹴した。 |
| 12月18日 | 福井県 | 敦賀原発の敷地内活断層の問題で、日本原電は、原子力規制委員会の専門家が「活断層の可能性が高い」と結論づけた試掘構内の断層について、追加のボーリング調査などを2月末までに行う計画書を規制委に提出した。 |
| 12月26日 | 規制委員会 | 原子力規制委員会は、東通原発の敷地内を走る断層が活断層かどうか評価する2回目の会合を開いた。東北電力は「活断層ではない」と反論したが、規制委は前回会合で一致した「活断層の可能性が高い」との見解を変えなかった。年明けに正式な見解を文書にまとめる。 |
| 12月30日 | 規制委員会 | 大飯原発の敷地内を走る断層を調査した原子力規制委員会は、12月28、29日の2日間にわたる調査を終えたが、活断層かどうかの見解はまとまらなかった。2013年春に最終判断を「持ち越す」という。 |

「再稼働」をめぐる動向 (2012年12月19日～2013年1月2日)

| 月日 | 関係団体 | ポイント |
|----------------|-------|---|
| 12月19日 | 北海道 | 知事は、新政権に対して泊原発再稼働の手続きを来年7月までに決めるよう求めた。原子力規制委員会が安全性の基準を来年7月までに決めるため「そのタイミングまでに(プロセスを)決定するのが常識だ」と述べた。 |
| 2013年 1月 1日 | 全国 | 火災対策上の不備が指摘される原発が、全国に十数基あることが分かった。原子力規制庁と経済産業省の関係者がそれぞれ明らかにした。配線に可燃性電気ケーブルを使用したり、安全上重要な機器が近接して設置されたりして延焼の恐れがあるという。事態を重視した経産省資源エネルギー庁は既に調査を開始し、原子力規制委員会も近く電力各社からヒアリングする。 |
| 1月 2日 | 規制委員会 | 原子力規制委員会委員長は、全国の停止中の原発について「基準ができないと審査のよりどころがない」と述べ、運転再開の前提となる安全審査は、安全基準ができる今年7月まで行わないという考えを示した。 |

「地域防災計画」をめぐる動向 (2012年11月15日～12月31日)

| 月日 | 関係団体 | ポイント |
|--------|------|--|
| 11月15日 | 富山県 | 知事は、原子力規制庁長官を訪ね、国が10月に決定した、原発事故時の防災対策の枠組みとなる原子力災害対策指針の早期改定や、防災対策に必要な交付金の拡充などを要望した。知事は検討事項は計画改定に重要なポイントとし、「科学的に検討した大元の指針がないと、計画を作るのは難しい」と指摘。池田長官は「要望に沿えるよう努力する」と述べた。防災対策強化に必要な財政措置や原発敷地内の断層調査の徹底なども求めた。 |
| 11月20日 | 富山県 | 原子力災害対策指針が10月末に決定したことを受け、県防災会議原子力災害対策部会を20日、県民会館で開き、緊急被ばく医療体制を整備することなど、県地域防災計画「原子力災害編」に盛り込む中間報告案を了承した。原子力規制委員会の発足が遅れたため、協議の再開は1月以来、10カ月ぶりとなった。 |
| 11月21日 | 島根県 | 島根県は、島根原発の事故の際、半径30キロ圏内に住む県内4市の約39万6千人を、県内のほか岡山など近隣3県に避難させることを盛り込んだ避難計画を発表した。県によると、県外にも避難先を指定した40万人規模の計画は全国で初めて。 |
| 12月13日 | 北海道 | 道庁は、泊原発の事故対策拠点となるオフサイトセンターを、原発から10キロメートルの共和町の休耕地に移転することを内定した。現在は共和町内で原発から2キロメートルの位置にあるが、原子力規制委員会が5～30キロメートル圏に置くよう規定を見直したことに対応する。 |
| 12月19日 | 静岡県 | 静岡県などは、浜岡原発の事故に備える避難区域を原発から31キロメートル圏とすることを決めた。これを受け、関係する11市町は地域防災計画の策定などを急ぐ。詳細な線引きは県と各市町が協議して決めるが、自治体内が31キロで分断される市町では混乱を回避するため31キロ圏外も同様の対 |

| | | |
|--------|-------|--|
| | | 策が取れる体制を整える。 |
| 12月25日 | 規制委員会 | 原子力規制委員会は、原発事故時の住民被曝(ひばく)についての専門家会合を開き、甲状腺の被曝を防ぐ安定ヨウ素剤を事前に原発周辺の各戸に配る方針を決めた。これまで40歳未満が対象だったが、40歳以上も希望すれば服用してもよいことにした。配布方法は、規制委が年明けに示す指針などに盛り込まれる。原発から5キロ以遠の地域の取り扱いは今後検討する。 |
| | 鳥取県 | 鳥根原発での重大事故に備えて鳥取県が作成した地域防災計画原子力災害対策編と広域住民避難計画の両素案について、県は、原子力防災専門家会議を招集し、専門家の意見を仰いだ。避難計画に関しては陸路だけでなく空路や海路の利用や、観光客を避難させるための標識設置の検討を求める指摘があり、県は助言に基づいて素案に修正を加える方針。 |
| | 福井県 | 県内で原発事故が発生した場合に備え、福井、滋賀、京都、岐阜の4府県や国が広域的な住民避難について話し合う協議会の初会合が、東京都内の原子力規制庁で開かれた。各府県は避難基準などを早く示すよう求める点では一致したが、福井県は原発の安全基準や事故制圧の指針の策定を優先すべきと独自に主張。広域避難に対する認識のずれが浮き彫りになった。協議会は、原発からおおむね半径30キロ圏内で、防災対策に重点的に取り組む「緊急時防護措置準備区域」(UPZ)に入る4府県などで構成。この日は、各府県の副知事らが出席した。 |
| 12月27日 | 規制委員会 | 原発事故の避難基準を検討している国の原子力規制委員会で、国際基準の半分の放射線量で避難を始めるなどとした事務局案に対し、専門家から「科学的根拠が薄く、自治体などに説明できない」といった反論が相次ぎ、一から検討をやり直すことになった。 |
| 12月31日 | 規制委員会 | 原子力発電所で事故が起きた際に甲状腺被曝ひばくを防ぐ安定ヨウ素剤について、原子力規制委員会が目指す周辺住民への事前配布が大幅に遅れる可能性が高まった。被曝防護薬として薬事法の追加承認を得ることになったからだ。原発周辺の自治体が来年3月までに策定する地域防災計画には事前配布を具体的に盛り込まず、再稼働にも影響する恐れがある。 |

「安全協定」をめぐる動向 (2012年9月6日～12月26日) 情報8以降の動向

| 月日 | 関係団体 | ポイント |
|--------|------------|---|
| 9月 6日 | 愛媛県 | 伊方周辺3市と四電・県、八幡浜、大洲、西予3市は5日、伊方原発(伊方町)周辺の安全確保に関する覚書を四国電力と県との間で締結した。伊方町が県と四電との間で取り交わした協定に準ずるが、事前協議には加われないなど同町ほどの権限はない。四電が立地自治体以外と原発の安全に関する覚書を結ぶのは初めて。 |
| 9月18日 | 滋賀県 | 滋賀県が福井県内に原発を持つ関西電力など3事業者に対して締結を求めている原子力安全協定をめぐり、知事は、「小浜市のような原発がすぐ目の前にあるところ以上の権限を求めるのは難しい」と述べ、要望していた立地自治体並みの協定の締結は難しいとの考え方を初めて示した。 |
| 9月19日 | 石川県 | 羽咋市で、志賀原発の再稼働の際に事前に同意を得ることを条件とするなど、立地自治体の志賀町と同等の地位の安全協定を北陸電力と結ぶことを、市と市議会に求めた請願が、12日の総務文教常任委員会で採択され、19日の本会議でも採択された。 |
| 10月 3日 | 島根県 | 島根原発から30キロ圏内の出雲、安来、雲南市が求めていた、県や立地する松江市と同等の安全協定の締結について、中国電力は、「現時点で回答できる状況になく、今後も協議を継続したい」と回答した。古林行雄・島根原子力本部長が各市を訪ねて、市長らに伝えた。 |
| 10月11日 | 北海道 | 北海道電力と道が後志地方の16市町村と締結を目指している泊原発(泊村)の新たな安全協定をめぐり、道が原発の立ち入り調査への同行を認めるとともに、事故時に北電が損害賠償すると明記した修正案を市町村側に提示していたことがわかった。7月に示した原案に対する市町村側の意見を踏まえ、権限を広げた。 |
| 10月17日 | 滋賀県 | 関西電力などは、隣接する滋賀県と同県の高島市、長浜市に原子力安全協定の原案を提示した。滋賀県は原発の新増設の同意獲得を義務付ける立地自治体並みの協定を一時求めていたが、この日示された原案では県などに対する原発新増設の事前報告を義務付け、原発の現地確認を行う権利が盛り込まれた。県側は大筋で了解したものの、個別の条件では意見が対立。協定締結には、まだしばらく時間がかかりそうな情勢だ。 |
| 10月23日 | 佐賀県 | 玄海原発の事故や災害に備え、同町に隣接する唐津市は、九電と原子力安全協定を締結した。九電が佐賀県、玄海町と結んだ安全協定には盛り込まれている、市の「事前了解」は明記されず、九電に「事前説明」を義務付ける内容になっている。 |
| 10月26日 | 滋賀県 | 米原市長は、関西電力など原発事業者に対して締結を求めている原子力安全協定について「協定を結ぶのは相当、ハードルが高い」と述べ、市単独での締結を事実上、断念する考えを明らかにした。 |
| 11月 5日 | 佐賀県 | 玄海原発の安全協定について、伊万里市長は、川内原発から10キロ圏の鹿児島いちき串木野市などと連携して、国に要望したい考えを示した。会見で市長は「いちき串木野市など、同じ考えの原発周辺自治体と連携して、国が電力会社に対し、原発から30キロ圏内の自治体と立地自治体並みの協定締結を指導するように求めたい」と述べた。 |
| 11月 8日 | 島根県 | 出雲市最東端の伊野地区は、松江市と隣接する人口約1400人の集落だ。一部が島根原発から10キロ圏内に入り、原子力事故が起きた際の被害は甚大になる可能性がある。地元住民からは、中国電力と立地自治体並みの安全協定の締結や、避難道の整備を求める声が高まっている。 |
| 11月 9日 | 原発立地・周辺自治体 | 原発の半径10～30キロ圏に位置する20道府県の83市町村(福島県除く)のうち47自治体が、原発再稼働の際に同意が必要な立地自治体だけでなく、周辺自治体の同意も得よう求めていることが、共同通信社のアンケートで分かった。 |
| 11月20日 | 鳥取県 | 鳥取県と米子、境港の両市は、中国電力と結んでいる島根原発に関する安全協定の立地自治体並みへの改定に向け、協議を開始した。国の原子力災害対策重点地域が原発の半径30キロ圏に拡大し、両市が圏内に含まれるため、来年3月までの改定を目指す。ただ、中国電力は慎重な姿勢で、協議は難航が予想される。 |
| 12月13日 | 福井県 | 福井県小浜市長は、関西電力など県内3電力事業者から示されている原子力安全協定見直し案の修正案について「この見直し(修正)案で締結する」と述べ、受け入れる意向を明らかにした。同日開かれた定例市議会で、議員の一般質問に答えた。同市の受け入れ表明により、原発準立地の若狭町、同市、越前町、南越前町でつくる連絡協議会は、4市町そろって事業者と協定を締結する見通し。 |
| 12月25日 | 福井県 | 関西電力、日本原電、日本原子力研究開発機構の3事業者は、原発の周辺に位置する県内4市町と、既存の安全協定の改定で合意した。原発立地自治体に隣接する小浜市と若狭町、南越前町の3市町に、原発のトラブル時などに発電所内で「現地確認」を行い、事業者意見述べることを新たに認めるのが柱。また越前町を含む4市町に、事故時に損害補償を行うことなども盛り込んだ。ただ、県や原発立地市町との安全協定に規定するトラブル停止後の運転再開に向けた事前協議や、増設時の事前了解などは引き続き認めなかった。 |
| 12月26日 | 新潟県 | 柏崎刈羽原発がある新潟県で、立地自治体の柏崎市と刈羽村を除く全28市町村が1月上旬、東電と原子力安全協定を結ぶことになった。すでに県や立地自治体が東電と締結している安全協定に準じた内容で、異常発生時に原発内に入って確認でき、稼働にも意見を述べられるようになる。こうした協定を原発が立地する道県の全市町村が結ぶのは初めてという。 |

※ 「原発」に関するニュースをインターネットで検索し、ヒットしたものをまとめたものである。 規制委員会が発足してから、規制委員会をめぐるニュースが急増している。

裏面もご覧ください。